

# 歩いて楽しめる道路空間の構築に向けて

## 1. 新しい道路指定制度

- 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まっています。
- このような道路空間の構築を行いやすいよう、5月20日に成立した改正道路法において、新たに「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」制度を創設します。

（5月27日に公布、公布の日から6月以内に施行）

## 2. 制度の特徴（メリット）

- 歩行者利便増進道路（ほこみち）に指定すると、次のようなメリットがあります。

〔構造基準に関すること〕

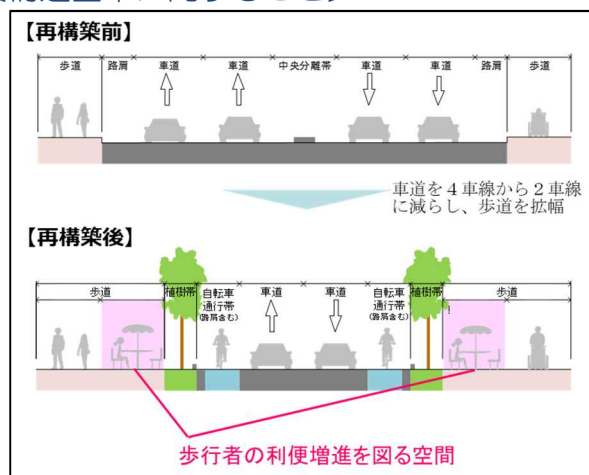
- 歩道の中に、“**歩行者の利便増進を図る空間**”を定めることができます。  
（空間活用に関する関係者との調整が円滑に進むことが期待されます。）

〔空間活用に関すること〕

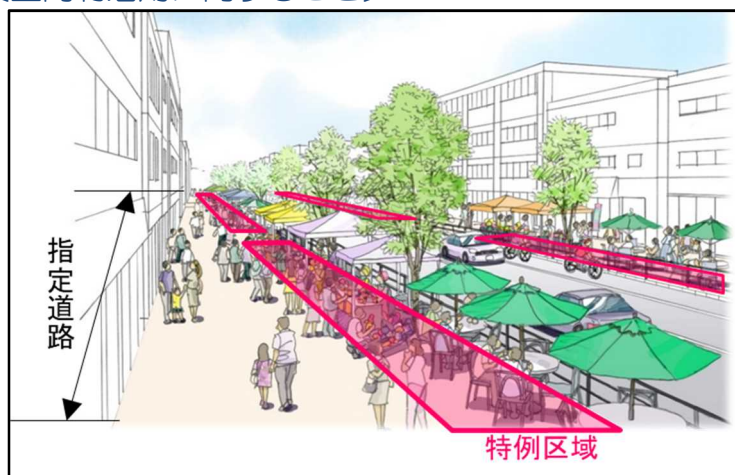
- 特例区域を定めることで、道路空間を活用する際に必要となる**道路占用許可が柔軟**に認められます。
- **道路空間を活用する者（=占有者）を公募により選定**することが可能になります。  
この場合には、**最長20年の占有が可能**となります（通常は5年）。

※一部調整中の事項を含みます

〔構造基準に関すること〕



〔空間利活用に関すること〕



## 3. 相談窓口（ほこみち・よろず窓口）を設置します！

- 歩行者利便増進道路（ほこみち）の制度についてきめ細やかにお答えできるよう相談窓口を設置しました。制度を詳しく知りたい方、使ってみたい方、興味を持たれた方などは、お気軽にお問い合わせください。

窓 口：国土交通省 道路局 環境安全・防災課 山本、坂ノ上

電話番号：03-5253-8111（内線 38232、38234）

メール：yamamoto-h2v3@mlit.go.jp、sakanoue-y22aa@mlit.go.jp

## Q&A

Q. 歩行者利便増進道路（ほこみち）は、誰が指定するの？

A. 道路管理者が指定します。

指定に当たって、市町村への協議（市町村道の場合は不要）と公安委員会への意見聴取を行います。

Q. 道路占用許可が柔軟に認められるとは、どういうこと？

A. 占用物件を置く場合の、“無余地性”と呼ばれる基準が除外されます。

※無余地性＝道路区域外にその占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準。

Q. 占用者は必ず公募しないといけないの？

A. 公募しないことも可能です。

Q. 占用許可の柔軟化は、どんな占用物件でも対象になるの？

A. 対象となる占用物件については、現在検討中です。

Q. 警察による道路使用許可も柔軟に認められるの？

A. 警察による道路使用許可は、通常の道路と同様に必要です。

ただし、歩行者利便増進道路（ほこみち）の場合、特例区域の指定や公募時の占用者選定の際、道路管理者が警察へ協議を行うため、その後の道路使用許可における警察協議の円滑化が期待されます。

このほか疑問・質問がありましたら、  
表面の相談窓口までお気軽にお問い合わせください。